

誓約書

ポスター、貼り札、立看板の添付・掲示に際しては、街の美観風致を維持し、公衆に対する危害防止のため、次の事項を厳守します。

もし、違反を犯した場合は、許可期間中であっても、撤収はもちろんのこと、いかなる処置を講じられても一切異議の申し立てをいたしません。

また、許可期限が切れましたら、ただちに除去し、清掃します。

記

1. 添付または掲示する場所（物件）の所有者（管理人）の承諾をとること。
2. 禁止地域（条例第3条に規定する）及び禁止物件（条例第4条に規定する）には掲出しない。

年 月 日

鈴鹿市長 宛て

申請者 住所

氏名

三重県屋外広告物条例（抜粋）

（禁止地域等）

第三条 次の各号に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区又は特別緑地保全地区。ただし、知事が指定する区域を除く。
 - 二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条又は同法第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲五十メートル以内の地域及び同法第九十九条第一項若しくは第二項の規定により指定された地域又は同法第一百十条第一項の規定により仮指定された地域。ただし、いずれも地域を定めず指定されたものを除く。
 - 三 三重県文化財保護条例（昭和三十三年三重県条例第七十二号）第五条の規定により指定された県指定有形文化財のうち建造物の周囲五十メートル以内の地域及び同条例第三十五条の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物（地域を定めず指定されたものを除く。）の所在する地域
 - 四 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第八号及び第十一号の規定により指定された魚つき保安林及び風致保安林の地域
 - 五 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間、道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）で知事が指定する区間並びに鉄道等（鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。）で知事が指定する区間
 - 六 道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域
 - 七 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園、社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第二十一号）第一条の規定による廃止前の都市公園等整備緊急措置法（昭和四十七年法律第六十七号）第二条第一項第二号又は第三号に規定する公園又は緑地及び社会資本整備重点計画法施行令（平成十五年政令第百六十二号）第二条第一号又は第二号に規定する公園又は緑地で知事が指定するものの区域
 - 八 自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第十三条第一項の規定による特別地域のうち知事が指定する区域及び同法第十四条第一項の規定による特別保護地区
 - 九 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三章及び第四章の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域。ただし、知事が指定する区域を除く。
 - 十 三重県自然環境保全条例（平成十五年三重県条例第二号）第十一条の規定により指定された三重県自然環境保全地域内の特別地区。ただし、知事が指定する区域を除く。
 - 十一 古墳及び墓地
 - 十二 港湾、駅前広場及びこれらの附近の地域で知事が指定する区域
 - 十三 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所その他の建造物で、国又は地方公共団体が設置したもの及びその敷地（国又は地方公共団体以外の者が設置した建造物及びその敷地で知事が指定するものを含む。）
 - 十四 景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の規定により指定された準景観地区であつて、同法第七十五条第一項に規定する条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域
 - 十五 景観法第七十六条第三項の地区計画等形態意匠条例（第五条第一項第九号において「地区計画等形態意匠条例」という。）により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域
- 2 知事は、前項の規定による指定をし、又はこれを変更したときは、その旨を告示するものとする。
- 一部改正〔昭和四四年条例三八号・四九年一九号・五一年三八号・五七年一一号・平成二年一五号・七年三四号・九年一二号・一五年二号・一七号・一六年八一号・一七年七七号〕

（禁止物件）

第四条 次の各号に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- 一 橋りょう、トンネル、高架構造、歩道橋、こう門及び樋門
 - 二 道路、鉄道等のよう壁並びに道路の分離帯及び地下道上屋の類
 - 三 街路樹、路傍樹及び植樹帯
 - 四 信号機、道路標識（道路管理者が設置を承認した案内標識を除く。）、里程標、道路情報管理施設、カーブミラー、歩道柵（ガードレールを含む。）及び駒止めの類
 - 五 知事が指定する区域内にある電柱、街灯柱その他電柱の類
 - 六 消火栓及び火災報知機
 - 七 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
 - 八 送電塔、送受信塔及び照明塔
 - 九 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
 - 十 彫像及び記念碑の類
 - 十一 景観法第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木
- 2 知事は、前項の規定による指定をし、又はこれを変更したときは、その旨を告示するものとする。
- 一部改正〔昭和四九年条例一九号・平成二年一五号・九年一二号・一〇年二〇号・一七年七七号〕